

第 30 回大垣市景観遺産審議会 会議録

日 時：令和元年 8 月 5 日（月） 13 時 25 分から 15 時 15 分まで

場 所：大垣市役所 職員会館 4 階 会議室

議 題：大垣市景観遺産及び景観自慢の指定について ほか

出席委員（敬称略）

溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）、鈴木 隆雄、杉原 重明

【計 4 名】

市及び事務局

關 琢磨（都市計画部長）

加代 徹（都市計画課長）

不破 雅裕（都市計画課景観整備グループ主幹）

日比野 智文（都市計画課景観整備グループ主任）

沼波 徹（都市計画課景観整備グループ主事補）

高田 康成（文化振興課郷土歴史・文化財活用グループ主幹）

松井 靖典（文化振興課郷土歴史・文化財活用グループ主任）

【計 7 名】

事務局

（都市計画課長）

（開始時刻 13：25）

※開会にあたって委員の過半数出席による会議の成立を報告。また、委員の委嘱状交付について説明し、森川様が委員を辞退され、新たに谷口委員がご就任された旨を報告。

※都市計画部長あいさつ（略）。

※議事進行は、大垣市景観条例施行規則第 39 条第 2 項の規定により、会長が会務を総理することとあるが、今回は委員委嘱後初の審議会であり、会長及び会長代理の決定まで事務局にて議事進行することを報告。

※本日の審議会は、景観遺産・景観自慢の指定候補物件の選考ということで、資料には個人に関する情報なども含まれており、大垣市情報公開条例第 6 条に定める非公開情報についても審議することになるため、本審議及び今後の審議についても同様に非公開とすることを報告。

※議事（1）、会長及び会長代理の選任を行い、委員の互選により溝口委員が会長に選出。また、会長の指名により、高木委員を会長代理に指名。

※溝口会長あいさつ（略）。

※高木会長代理あいさつ（略）。

	※ここからの議事については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が審議会を総理することを報告。
会 長	※議事（2）に移行。議事録署名者として鈴木委員を指名。 ※【資料2】、令和元年8月1日付け「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について（諮問）」を報告。 ※議事（3）「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について」に移行。事務局に対し説明を要請。
事務局 (都市計画課主幹)	※【資料3】により景観遺産及び景観自慢の指定基準について、【資料4】により過去応募物件の再審議について説明。
事務局 (都市計画課担当)	※【資料5】により景観遺産・景観自慢の候補物件について説明。
会 長	・ありがとうございました。新規の応募物件が1件と再審議物件が4件ですね。では現地調査の対象物件を検討したいと思います。1件ずつスライドを確認しながら審議を行いたいと思います。 《物件審議》 【応募—1 ■■■■■】 ・分流堤の位置はどうなっているのですか。 ・図の赤線の部分が分流堤です。写真は西から順番に東を向いて写したものととなっております。緑色の部分が暗渠になっており、その北に工場があったと伺っております。 ・分流堤の北に位置するのが■■■小学校ということで良いのですか。 ・そのとおりです。 ・いつ頃設置されたか年代は分かるのでしょうか。 ・現在調査中です。 ・私は■■■小学校の卒業生で、昔はこの分流堤でよく遊んだものです。ただ、■■■用水の流れは古く、江戸時代には既に■■■川の水を引くために今の流れが存在していたはずで、スクリーンにある図の西端辺りには、昭和の初めまで、いくつかの水車が設置されていました。分流堤を設置した
会 長 事務局 (都市計画課担当)	
会 長 事務局 (都市計画課担当)	
委員 事務局 (都市計画課担当)	
委員	

	経緯が分かりかねるので地元のことをよく知ってみえる方にもう少し聞いてみたいところですね。
委員 委員 会 長	・他の工場もこういった汚水を流していたのでしょうか。 ・おそらく流していたのでしょうか。 ・昔は、垂れ流しの工場ばかりだったはずですので、いわれどおりなら珍しいことですね。
委員	・設置者はわかりますか。管理者ですと、地元の用水組合の方ですとか、農林関係部局が管理している場合が多いかと思いますが、把握していますか。
事務局 (都市計画課担当)	・管轄、またこれが残っている理由等についてもこれから調査させていただきます。
会 長	・コンクリート製であり、大正時代よりは新しいものでしょう。
委員	・高度成長期くらいでしょうか。
委員	・私は用水に関して会議をした経験があります。資料は残っているように思いますので調べられるとよいと思います。生活排水なのか農業用水なのか現在何が分流堤に流れているのかも知りたいですね。
委員	・どこから水が入ってきているのかも気になります。
会 長	・設置に関する経緯や管理者の確認など事務局に調査していただき、物件に関しては現地審査ということでよろしいですか。
委 員	・意義なし
会 長	【再審議—1 ■■■■■】
委員	・■■■■■の位置が決壊地点なのですか。
事務局	・■■■■■は決壊地点とは少し離れているのですか。
事務局 (都市計画課担当)	・■■■■■より 10－20m南の位置に決壊地点の■■■■■があります。
会 長	・過去審議した物件の中で、以前建ててあった場所から移設されたという理由で指定に至らなかったものがありましたね。こういったものは地元での意識はどういうものなのでしょう。
委員	・教育的な資料として活用されるほか、決壊した日の決壊した時間にお祭りをするといった扱われ方をしているものがありますね。
会 長	・なるほど。この石碑は、大垣城の石垣に跡がある明治 29 年の水害と同じ時期のものでですね。
委員	・■■■■■にある石碑も明治 29 年なのですかね。年代が違ったような気がするのですが。
文化振興課 (主幹)	・■■■■■にも 2 箇所決壊碑がありますが、この年以外にも何度も水害が起こっていますので、同じ水害を指したものではありません。
会 長	・明治 29 年だけではないのですね。

委員	・ 明治 29 年だけでなく、何度も水害が起こっています。
委員	・ 明治 29 年の水害と言えば、赤坂の湊にまで、ひとり何銭というお金を出して岐阜まで船で移動したということを聞いたことがあります。
会 長	・ 数年のうちに何度も水害が起こっているのですね。こういった水害に関するものが地域にいくつあるか気になりますね。そのあたりをまとめた資料というものはあるのですか。
文化振興課 (主幹)	・ 輪中マップというものがあり、わかる範囲で記載しています。決壊があって、碑があるのは数箇所です。
委員	・ 決壊碑以外にも痕跡があるものは多くあります。例えば、少し高く土を盛って水神を祀るとか、先程話題に出た浸水線を刻む大垣城石垣などたくさんありますね。
会 長	・ これに付随する同種の石碑等についても事務局で調べてですね、写真等もついた資料か何かがあるといいですね。これについても現地審査ということによろしいですかね。
委 員	・ 意義なし
会 長	【再審議—2 〇〇〇〇〇〇】
事務局 (都市計画課担当)	・ この物件は今どうなっていて、どこの所有なのですか。 ・ 〇〇〇〇〇〇のご親族が所有され、この物件の離れに住んでおります。常時開放はしておりませんが、連絡すれば開放していただけると伺っています。
会 長	・ 先ほどの分流堤は親和性があり、子供たちにも親しまれていましたが、この物件は郷土性というものがあるのか気になりますね。物件の写真はどこを写しているのですか。
事務局 (都市計画課担当)	・ 南北の通り沿いから正面を写したものとなっております。
会 長	・ 地元での何かがないと厳しいかもしれませんね。
委員	・ たくさんの〇〇〇〇〇〇が並んでいるのですが、日本中から集めた〇〇〇〇〇〇であり、すべてが郷土のものというわけではありません。その中で〇〇〇〇〇〇の著作も含め郷土性に通ずるものがあるかというところではないでしょうか。
委員	・ 地元の方なら誰でも知っているということなのではないでしょうか。
委員	・ 〇〇〇〇〇〇の著作の数は大変多く、地元ではよく知られた存在となっています。
会 長	・ 一度確認だけはしておきましようか。
事務局 (都市計画課担当)	・ 中も見るということによろしいですか。

会 長	・そういうことです。また、地元での位置付けも知りたいところですので、あらためて聞き取りし、郷土性も確認していただければと思います。 ・現地審査ということでよろしいでしょうか。
委 員	・意義なし
会 長	【再審議—3 XXXXXXXXXX 】
委員	・この物件は過去に話題になったことがあるのではないのでしょうか。
会 長	・現地審査に漏れているのが不思議なぐらいですね。
委員	・近代の景観遺産候補として遜色ないと思われます。立派なつくりですね。
会 長	・このあたりが輪中特有の備えである上げ舟の分布の北限にもなります。 ・文化財としても価値もありそうですし、これも現地審査ということでよろしいでしょうか。
委 員	・意義なし
会 長	【再審議—4 XXXXXXXXXX 】
事務局 (都市計画課担当)	・場所はどのあたりなののでしょうか。 ・東に御首神社があります。御首神社は景観遺産に指定してあります。
会 長	・この資料だけだといまひとつピンと来ないです。近代に整備されたとの事です。が地元の市民のゆかりの場所というわけではないのでしょうか。現地の確認は可能なのですか。
事務局 (都市計画課担当)	・今回の審議にあたり事前に連絡を取り、資料の提供もいただいております。実際に見学が可能かはわかりません。
委員	・現地で親和性、郷土性などの程度を確認できるとよいと思います。
会 長	・応募理由はどうなっているのでしょうか。
事務局 (都市計画課担当)	・応募者が落ち着いた景観で気に入っているというのが理由となります。
会 長	・現地で確認してみるとということでよろしいでしょうか。
委 員	・意義なし
会 長	・そのほかの点について何かご意見等はございますか。
委員	・今回で再審議が終わりとの事です。が、どのような選び方をしたのですか。 【資料4】によると再審議候補対象物件が全138件とありますが、この中で審議に上がったものと上がっていないものの違いを教えてください。

会 長 事務局 (都市計画課担当)	・事務局説明をお願いします。 ・【資料4】にありますように過去審査時における評価を参考として、対象物件を抽出しております。30年度の再審議対象物件は書類審査があり、なおかつ現地審査をしたものすべてを対象といたしました。 ・次に今年度の再審議対象になりますが、現地審査にはいたらなかったものの、書類審査で一定の評価を得たものを候補といたしました。候補となった9件のうち、学校の敷地内にあるなど外から見るのが難しい物件や、場所の特定が難しくこの景観というように指定できないものにつきましては、対象から除外いたしました。その結果、今回は4件を再審議対象とさせていただきました。 ・また、138件のうち、再審議対象として諮問しなかった残りの物件につきましては、当時の書類審査において、まったく評価を得られなかったものであるため、再審議物件として諮問しないことといたしました。
会 長 事務局 (都市計画課担当)	・9件の内、再審議対象から除外した物件を教えてください。 ・[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の5件になります。
委員 事務局 (都市計画課担当)	・江東小学校のビオトープはどうして除外されたのですか。他にも学校内の指定はあった覚えがあります。 ・学校敷地内で指定されているのは、第65号「興文木（クスノキ）と正門門柱」になります。こちらは校門の目の前にあり、誰でも見ることができるものになりますが、[REDACTED]及び[REDACTED]については、敷地内の奥にあたり、容易に外から見るできない状況となっておりますので、除外いたしました。
会 長	・基準に沿って判断しているということですね。
委員 会 長	・景観自慢の中にも背景が分かればあるいはといったものもありますね。 ・景観自慢の中にも事実関係のはっきりしないものがあります。新たな事実の発見や地域に根ざしていくといった変化があれば景観遺産になるものもあると思いますので、事務局でも継続して調査を進めていただきたいと思います。
会 長	・続いて議事(3)に移りたいと思います。文化振興課より説明をお願いします。
文化振興課 (主幹)	※【資料6】により景観遺産第14号「塩田の常夜燈」の現状について説明。

会 長	・続きまして景観遺産及び景観自慢の指定解除について事務局より説明をお願いします。
事務局 (都市計画課主幹)	※【資料 7】により景観遺産第 43 号の指定解除について説明。
会 長	・ありがとうございました。事務局より景観遺産第 43 号の指定解除について説明していただきました。
会 長	・その他、ご意見ご質問ございますか。
《質疑応答》	
会 長	・議題にはあがっておりませんが景観遺産の修繕等の補助制度について、五井家の件以外で実績があれば教えてください。
事務局 (都市計画課主幹)	・大きい修繕はありませんが、最近ですと景観遺産 15 号臼井医院の雨戸の修繕に活用されております。
会 長	・今後景観遺産の保存、活用が重要な問題となってくると思います。市としては補助制度についてどのような予算立てをしているのですか。
事務局 (都市計画課主幹)	・毎年対応できるように予算をとっておりますが、事前に相談があればより組みやすいものにはなっております。
会 長	・緊急的な運用も可能ということですね。
事務局 (都市計画課主幹)	・そういうことになっております。
会 長	・景観遺産の所有者に補助制度のことは伝えてあるのですか。
事務局 (都市計画課主幹)	・景観遺産指定の際に伝えております。
会 長	・管理者が変わるということもありますので、定期的なお知らせ便を送るのはどうでしょうか。
委員	・毎年景観遺産パンフレットと補助制度を周知する書類を一緒に送付するのが良いかと思います。
会 長	・景観遺産については代替わりで情報伝達がうまくいかないこともあります。また、所有者から、補助制度は実際に利用しなくても、制度があるだけで心の励みにもなると伺ったことがありますので、毎年最新の景観遺産パンフレットを送り、補助制度を周知するのがよいでしょう。
委員	・指定解除された景観遺産第 43 号のプレートはどうしましたか。
事務局 (都市計画課担当)	・プレートにつきましては指定の時点で所有者への寄贈となっております。
委員	・せっかくですので永く持っていてもらえるといいですね。

会 長	・続きまして現地調査の日程を含め今後の日程について事務局よりお願い します。
事務局 (都市計画課主幹)	※今後のスケジュールについて【資料 8】により説明し現地調査の日時を 調整。10/9, 10/16, 10/18 が候補日となった。
事務局 (都市計画課課長)	※閉会 (終了時刻 15:15)
配布資料	・大垣市景観遺産審議会委員名簿 【資料 1】 ・諮問書（写） 【資料 2】 ・大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について 【資料 3】 ・過去応募物件の再審議について 【資料 4】 ・大垣市景観遺産・景観自慢候補物件一覧 【資料 5】 ・大垣市景観遺産第 14 号について 【資料 6】 ・大垣市景観遺産第 43 号の指定解除について 【資料 7】 ・今後のスケジュールについて 【資料 8】